

青少年教育活動へのご支援について

～子どもたちの未来のために～

◆ 国立夜須高原青少年自然の家とは？

国立夜須高原青少年自然の家は、昭和63年に「青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図る」ことを目的とする、国立の青少年教育施設として、また全国で11番目の「国立少年自然の家」として、福岡県朝倉郡夜須町（現：筑前町）に設置されました。

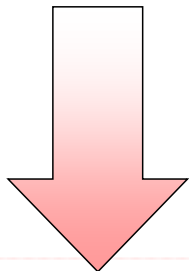
その後、平成18年4月に「独立行政法人国立青少年教育振興機構」の施設として一部名称を変更し、開所から29年目を迎えました。



◆ 青少年教育施設の役割とは？

本施設では、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的として次の役割を担っています。

- ★ 青少年の自然体験や生活体験活動などの青少年に対する研修
- ★ 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修
- ★ 上記研修に対する指導及び助言



- ・福岡県内外から年間12万人超の利用
- ・開所から延べ250万人超の利用
- ・国の教育施策に基づく教育事業の実施
- ・利用団体は、学校・ファミリー・企業等

◆ 寄附金のお願い

青少年教育施設としての業務を行うにあたっては、国からの運営費交付金や寄附金等を財源としておりますが、開所から29年を経過したことによる施設・設備等の老朽化や国からの運営費交付金の削減等により、利用者（特に子どもたち）の方々への活動支援等のサービス低下が危惧される状況となっております。

つきましては、皆さまからのご支援をよろしく申し上げます。

なお、ご支援いただきました方々のうち、ご希望の皆様方につきましては、「支援団体等」としてホームページ等に記載させていただきます。

寄附金の申出

↓
寄附金の受入

↓
青少年教育活動への支出

- ・活動用具などの購入
- ・施設設備の充実等

■ 本施設へのご寄附は、次のような税法上の優遇措置を受けることができます。

- ・寄附金額（所得金額の40%を限度）－2千円が年間所得から控除されます。（所得税法第78条、同法施行令第217条）
- ・一般の寄附金の損金算入限度額とは別に同額の損金算入限度額が認められます。（法人税法第37条、同法施行令第77条）

○ お問い合わせ先 国立夜須高原青少年自然の家 管理係
福岡県朝倉郡筑前町三箇山1103
TEL：0946（42）5813



ご支援をいただいた企業・団体等

青少年の教育振興及び健全育成のために、多くの方々からご支援をいただきありがとうございます。
ご支援をいただきました皆様は、次の方々です。

なお、掲載にあたっては、掲載許諾をいただいた企業・団体等のご芳名のみとさせていただいております。

【平成28年度】

エムエフエス株式会社
日中技術交流協同組合
近藤 信幸 他2件

【平成27年度】

エムエフエス株式会社
千代田計装株式会社
富士古河E&C株式会社西日本支社
石川モータース
日中技術交流協同組合 他1件

【平成26年度】

株式会社三信ビル管理
株式会社平田組
エムエフエス株式会社
富士古河E&C株式会社西日本支社
日中技術交流協同組合
レストランバー カウント 他1件

【平成25年度】

日中技術交流協同組合
平成24年度夜須高原OB会 他3件

【平成24年度】

株式会社平田組
株式会社三信ビル管理
エムエフエス株式会社
綿久リネン株式会社九州支社
千代田計装株式会社
富士古河E&C株式会社西日本支社
レストランバー カウント
パナソニックESエンジニアリング株式会社九州支社 他5件

以上 五十音順 敬称略。